令和８年（フ）第１０７１号
堺市南区茶山台２丁３番31―503号
債務者　川西　和代
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０８０号
大阪府柏原市大県１丁目10番24号
債務者　竹熊　澄雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０８６号
堺市西区草部30番地２　マンションライツ305号
債務者　髙橋　義海
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４号
岡山県英田郡西粟倉村大字長尾1435番地１
村営長尾住宅３―G、前住所岡山県津山市北園町９番地16
債務者　松浦　沙岐
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第７０号
福岡県大牟田市大字三池544番地11　三池平の下県営住宅　２棟302号
債務者　川島　謙次
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第５２号
大分県日田市大字日高2442番地１　市営桃山団地Ｂ号住宅13号、前住所大分県日田市天瀬町五馬市608番地
債務者　井本みちえ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第７０号
北海道登別市栄町２丁目17番地１、前住所北海道室蘭市沢町14番１―205号
債務者　森　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第７３号
北海道伊達市舟岡町247番地47
債務者　五十嵐和恵
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１８６号
北海道帯広市西18条南５丁目51番地10
債務者　水戸　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７０号
山形県鶴岡市斎藤川原字林俣19番地４　ソラ・ノルテ　204号
債務者　大滝　麗花
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３６１号
静岡県浜松市中央区天王町2001番地５、住民票上の住所静岡県浜松市中央区大島町68番地
債務者　髙林　歩未
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１５号
香川県さぬき市志度4322番地14
債務者　藤原　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４７号
宮崎県都城市志比田町4736番地５　パレスイケダⅡ105
債務者　鎌田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１号
北海道沙流郡平取町振内町19番地４
債務者　鈴木　慶教
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１０７５号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番３―505号
債務者　平山　達也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９２号
仙台市青葉区大倉字鳥谷峯６番地の１、従前の住所千葉県八千代市村上南１丁目18番地１ダイワティアラ村上102号
債務者　高澤　純奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係